

1 控訴人は、米国籍を有する黒人男性であるところ、収容令書、退去強制令書の発付を受け、東京入管収容場（本件収容場）に収容されていた。

本件は、控訴人が、本件収容場において、他の収容者からの隔離等の措置を受けた際、入国警備官らが、控訴人の身体を無理に押さえつけて制圧し、後ろ手に手錠をかけるなどの数々の違法な行為をしたものであり（本件行為①～⑫）、これらの入国警備官らの違法な公権力の行使により、控訴人が精神的な損害を被ったと主張して、被控訴人に対し、国賠法1条1項に基づき、慰謝料3000万円及びこれに対する不法行為の後の日である令和3年11月30日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

原判決は、本件行為①～⑫（以下「本件各行為」という。）は、いずれも、処遇規則に従い合理的に必要と判断される限度でされた適法な措置というべきであるとして、控訴人の請求を棄却した。これに対し、控訴人が、原判決を不服として本件控訴を提起した。

2 前提事実（関連法令の定めを含む。）、争点及び争点に関する当事者の主張は、以下の3のとおり当審における当事者の主張を付加するほか、原判決「事実及び理由」中の「第2 事案の概要等」の2及び3に記載のとおりであるから、これを引用する。

3 当審における当事者の主張

【控訴人の主張】

(1) 原判決は、次のとおり、本件各行為に関する事実認定を誤った結果、違法はないという誤った判断をしたものである。

ア 本件行為①（本件居室における問題の発生と本件取調室への連行）に関し、原判決は、控訴人が、本件居室内から「嫌がっているんだからやめろ。」と大声を出すとともに、居室内の壁を殴打し始めたとするが、事実と異なる。この点に関する「制止等の措置状況報告書」（甲1.1）、「看

守勤務日誌」(甲13)の当該記載部分は、入国警備官らの申告に基づき、控訴人に対する連行や暴行を正当化するため、控訴人がしていない行為をあえて追記したものと考えられ、信用性がない。入国警備官らにおいても、控訴人に対し、本件石けんを投げたことは質問していても、上記のように、他の収容者により影響があると思われる行為について、一切触れていないのであって、これは、控訴人における上記の行為があったとすれば、不自然である。

イ 本件行為①～④(事情聴取のための本件取調室への連行)に関し、原判決は、控訴人が、本件取調室で、椅子に座らされるのに抵抗したとするが、事実と異なる。控訴人は、座るよう指示をされておらず、説明もないまま突然、足を持たれて無理やり椅子に座ることを強制され、腹部ヘルニアの既往歴がある控訴人が(甲4～6、32)、痛みや突然のことで驚いたにすぎず、抵抗などしていない。また、控訴人が、「痛い」「助けて」と何度も叫んでも、入国警備官らが、無言で、控訴人の足を引いて椅子に座らせようとするのを止めなかったことも考慮すべきである。

ウ 本件行為⑤(本件所持品検査の実施)に関し、原判決は、控訴人が、入国警備官らに把持された両腕を振りほどこうともがき、入国警備官らが控訴人の体に触れると強く身体をのけぞらせたとし、控訴人がことさら抵抗していたかのように認定するが、事実と異なる。これは、入国警備官らが何らの説明もなく突然、控訴人の体をまさぐり、ポケットに手を入れて中身を確認し始めたため、驚いて反射的に体をもがき、一瞬体をのけぞらせたにすぎず、控訴人が入国警備官らの拘束を解きたくて暴れたものではない。

エ 本件行為⑥、⑦(本件制圧行為①、本件戒具使用行為①)に関し、原判決は、副看守責任者である山根が、控訴人が興奮状態にあり、指示への抵抗を続けていたことや、押さえられた左腕を上挙げようとする動作をし

たことなどから、入国警備官らに対し危害を加えるおそれがあると考えたなどとするが、事実と異なる。山根の考えは、控訴人が抵抗し反抗するという決めつけによるものであり、控訴人は、恐怖や痛みなどからの反射的な反応をし、また、突然床に引き倒され、腹部ヘルニアの既往歴などから、腰を守るために一瞬だけ左腕を動かしたにすぎず、抵抗して入国警備官らに危害を加えようとする目的の動きではない。

オ 本件行為⑧（鎮静剤の注射）に関し、原判決は、入国警備官が控訴人に対して鎮静剤を注射したとの事実は認められないとするが、実際に控訴人の腰部には鎮静剤の注射痕があり（甲38）、控訴人が入国警備官から制圧を受けた2回のうちの1回（本件制圧行為①）の際に、入国警備官が控訴人に鎮静剤を注射したことが認められるべきである。

(2) 本件各行為に際しての入国警備官らの行為は、比例原則に則って検討すれば、次のとおり、いずれも必要性・相当性を欠いたなどとして違法とすべきものである。

ア 本件行為①（本件居室における問題の発生と本件取調室への連行）に関しては、控訴人は、本件石けんを投げたときにたまたま入国警備官が手を伸ばして同人の手に当たったにすぎず、また、控訴人が、実際に、毎日のように2000円から5000円程度の金銭を要求され続けており、入国警備官らから後で金銭要求されると思って怯えていたことにも鑑みれば、入国警備官らの行為は、必要性・相当性を欠いている。

イ 本件行為②（入国警備官らの金銭要求行為）に関しては、控訴人は、本件取調室への連行中に、「私はこれ以上支払うことができない。」、「私は毎日お金を払っている。」という発言を繰り返しており、これに対し、入国警備官らが、何らコメントせず、支払わなくてよいとも発言していないことからすれば、入国警備官らは、控訴人に対し、金銭支払を求めていたことが認められるものであるから、入国警備官らの行為は、必要性・相

当性を欠いている。

ウ 本件行為③（事情聴取のための本件取調室への連行）に関しては、控訴人が石けんを投げ捨てたことを理由として、連行して事情を聴取する行為自体、居室でも聴取ができることからすれば、明らかに必要性を欠いており、また、別室（本件取調室）で周りを取り囲んで話を聴く方法も威嚇的であり、控訴人を連行した態様についても、両腕を把持して行く先も告げずに居室以外の部屋に連行している点で、相当性を欠いている。

エ 本件行為④（控訴人に金を払わなくていい等の説明を一切せずに無理に椅子に座らせて体を押さえつけ続けた行為）に関しては、入国警備官らは、控訴人に対して金銭支払は不要である旨説明しておらず、また、突然、控訴人を強制的に椅子に座らせようとし、控訴人が「痛い」、「助けて」と繰り返し叫んでも手を止めずに強制的に座らせたのであるから、入国警備官らの行為は、必要性・相当性を欠いている。

オ 本件行為⑤（本件所持品検査の実施）に関しては、控訴人において、攻撃する仕草や自らを傷つけることもしておらず、自傷他害のおそれはなかったのに、入国警備官らは、控訴人の両腕を把持した状態で、何らの説明もなく身体をまさぐり、ポケットに手を入れる行為をしているものであって、必要性・相当性を欠いている。

カ 本件行為⑥（本件制圧行為①）に関しては、入国警備官らは、控訴人に金銭を支払う必要がないと説明して控訴人を落ち着かせることなく、突然、予告なく控訴人の首に手を回して控訴人を床に引き倒し、控訴人の頭部や首の上に座って頭部や首を圧迫する格好で控訴人を制圧しているものであって、必要性・相当性を欠いている。

キ 本件行為⑦（本件戒具使用行為①）に関しては、入国警備官らは、控訴人が突然床に引き倒されバランスを崩した恐怖と体の痛みから、反射的に左腕を動かした行為をもって、控訴人が抵抗を続けているとして本件戒具

使用行為①に至っているものであって、必要性・相当性を欠いている。

ク 本件行為⑨（本件制圧行為②に至るまでの行為）に関しては、控訴人において、本件保護室で毛布から本件タグを取り外して天井のカメラに貼り付けたことがあったとしても、本件タグを天井カメラから剥がせばよいだけであり、それを職務執行妨害行為に該当すると認定するのは過剰であり、また、控訴人は、入国警備官らに対し、英語で病院に行きたいと訴え続けており、入国警備官らが、その訴えを無視して有形力を行使し本件制圧行為②に至っているものであって、必要性・相当性を欠いている。

ケ 本件行為⑨（本件制圧行為②）に関しては、控訴人は、金を要求されることを拒んだことによる入国警備官らの嫌がらせに対する恐怖から、何をされるか分からず興奮していただけであって、入国警備官に危害を加える意図などは有していなかったにもかかわらず、入国警備官らは、5～6人でもって、控訴人を全く身動きできないようにして押さえつけ、手足だけでなく、両手で全体重をかけるほど強い力で頭部を硬い床面に押し付けたものであって、必要性・相当性を欠いている。

コ 本件行為⑩（本件戒具使用行為②）に関しては、控訴人は、既に本件制圧行為②により抵抗ができなくなっており、「オーケー」と言って四肢を押さえつけられていることを承諾し、身動きもしていない状態であったにもかかわらず、入国警備官らは、「私たち怪我したくないから」などと保身しつつ、そのような状態である控訴人に対し、後ろ手で手錠をかけたものであって、必要性・相当性を欠いている。

サ 本件行為⑪（本件戒具使用行為②の後の手錠の解錠）に関し、控訴人は、入国警備官らが控訴人の手錠を外して退出する間、気管支が詰まっているような明らかに異常な呼吸音をさせていたのであり、それにもかかわらず、入国警備官らは、何ら必要な措置をとらずに控訴人を本件保護室に放置したのであり、必要かつ相当な行為をしなかったものである。

シ 本件行為⑫（隔離の継続）に関し、入国警備官らは、隔離の必要性を毎日確かめたこともうかがわれず、4日間も隔離を継続する必要があったとはいえず、控訴人に対する懲罰や仕返しとして行っているものといわざるを得ず、必要性・相当性を欠いている。

5 (3) 原判決は、控訴人は日本語を理解できず、入国警備官らによる口頭対応が不十分だったとの控訴人の主張を採用できないとするが、不当である。控訴人は、その在留資格に関する取調手続では、英語の通訳を介さないと話せないくらいの日本語能力しかなく（甲39）、本件各行為の際も、入国警備官の日本語での少し長めの問いかけや説明に対して、それを理解した上で反応している様子がうかがわれぬ。控訴人は、入国警備官らの意図が分からず、恐怖を感じて大声を上げざるを得なかったものであり、これを捉えて、本件各行為について、入国警備官らの違法行為を正当化することはできない。

【被控訴人の主張】

15 控訴人の主張は、原審における主張の繰り返しか、控訴人の独自の見解に基づいて原判決を論難するものにすぎない。必要と認める範囲での反論は、以下のとおりである。

20 (1) 控訴人は、本件制圧行為②に関して、入国警備官が、両手で全体重をかけるほどの強い力で控訴人の頭部を硬い床面に押し付けたとするが、そのような事実はなく、控訴人の両腕、腰部及び両足のみを固定して頭部を固定しなかった場合、控訴人が頭部を持ち上げて上半身を起こそうとするなどの更なる抵抗に及び、また、顔面を床に打ち付けるなどの自傷行為に及ぶおそれもあったため、控訴人の頭部を固定し保護したにすぎず、本件制圧行為②は、合理的に必要とされる限度で行われている。

25 (2) 控訴人は、本件戒具使用行為②に関して、身動きもしていない状態であった控訴人に対し、入国警備官らは、「私たち怪我したくないから」などと保身しつつ、後ろ手で手錠をかけたとするが、入国警備官らは、当該発言の前

後で、「落ち着いて」、「リラックスして」、「力を抜いて」、「動かないで」など控訴人の興奮状態を落ち着かせ、かつ控訴人に受傷させないための指示を行っており、「私たち怪我したくないから」との発言もその一環であって、違法な点はない。

5 (3) 控訴人は、本件行為⑧に関して、控訴人であるという人物の臀部周辺を撮影した写真（甲38。令和7年3月21日付け）を提出するが、当該写真は、注射痕とされる痕跡の有無すら判然とせず、また、控訴人が入国警備官から注射をされたのであれば、原審でその写真を撮影して証拠提出しなかったことは不可解であり、本件行為⑧とは別の機会に生じたものであることも十分
10 考えられるから、入国警備官が控訴人に対して鎮静剤を注射したとの事実は認められないとの原判決の判断は正当である。

(4) 控訴人は、その在留資格に関する取調手続では、英語の通訳を介さないと話せないくらいの日本語能力しかなかったとして、英語の通訳を介して聴取した内容が記載された控訴人の平成30年当時の審査調書（1枚目のみ抜粋したもの。甲39）を提出する。しかし、入国審査官の審査の際に通訳人が付されたことのみをもって控訴人の日本語能力が不十分であったとは認められず、控訴人が、入国警備官らによる説明を理解するに足る日本語能力を有していたことは明らかである。

第3 当裁判所の判断

20 1 当裁判所も、原審と同様に、控訴人の請求には理由がないものと判断する。その理由は、以下のとおり補正し、後記2のとおり当審における当事者の主張に対する判断を加えるほか、原判決「事実及び理由」中の「第3 当裁判所の判断」の1から15までに記載のとおりであるから、これを引用する。

25 (1) 原判決6頁3行目及び14頁23行目の「ブターリティ」をいずれも「ブルータリティ」と改める。

(2) 原判決7頁9行目の「もがき、」の次に「「ヘンタイ」と叫び、」を加え

る。

(3) 原判決15頁21～22行目の「金銭要求の事実がないことを」を「金銭に関わる問題ではないことを」と改める。

(4) 原判決17頁22行目の「違法行為」を「本件行為」と改める。

(5) 原判決19頁3行目の「金銭を要求していない旨」を「金銭に関わる問題ではない旨」と改める。

2 当審における当事者の主張に対する判断

(1) 控訴人は、原判決は、本件各行為に関する事実認定を誤った結果、違法はないという誤った判断をしたものである旨主張するが、次のとおり、いずれも採用することができない。

ア 控訴人は、本件行為①（本件居室における問題の発生と本件取調室への連行）に関し、控訴人は、「嫌がっているんだからやめろ。」と大声を出し居室内の壁を殴打したことはない旨を主張し、「制止等の措置状況報告書」（甲11）、「看守勤務日誌」（甲13）の該当記載部分は、控訴人に対する連行や暴行を正当化するためあえて追記されたものであって信用性がなく、入国警備官らにおいても、控訴人に対し、本件石けんを投げたことのみ質問し、上記の行為に触れていないことを指摘する。

しかし、「看守勤務日誌」（甲13）は、「収内動静概況」として、その日ごとに、発生した出来事を発生時刻とともに経時的に記載したものであり、「制止等の措置状況報告書」（甲11）は、控訴人に対してとった制止等の具体的な措置を、当日の日付で、入管局長に報告したものであって、これらにおいて、各該当部分の記載に後から追記されたことをうかがわせるような不自然な箇所は見当たらないほか、控訴人の「嫌がっているんだからやめろ。」との発言は、実際に別の居室の収容者が「石けんを俺の部屋に入れるな。」と発言していたこと（乙13）とも符合している。また、補正引用に係る原判決説示のとおり、本件石けんは本件居室の小窓

からそのまま落ちるのではなく、ごみ箱の上を一直線に飛び出して入国警備官の手に当たっているものであり、その現場に臨場していた入国警備官らが、控訴人に対し、本件石けんを投げたかどうかを確認する質問をし、上記の行為に特段触れていないとしても、不自然な点はないというべきである。

イ 控訴人は、本件行為①～④（事情聴取のための本件取調室への連行）に関し、控訴人は、本件取調室で入国警備官らから椅子に座らされた際、抵抗などしていない旨を主張し、入国警備官らから、説明もないまま突然、「痛い」、「助けて」との訴えも聞いてもらえないまま、足を持たれて無理やり椅子に座ることを強制されたため、腹部ヘルニアの既往歴がある控訴人が、痛みや突然のことで驚いたにすぎないことを指摘する。

しかし、補正引用に係る原判決説示のとおり、控訴人は、本件取調室へ到着した後も、入国警備官らに両腕を把持されながら大声で「これは虐待だ」と叫び続け、約8分間、「くそつたれ」等と叫び続けて事情聴取に応じようとしなかったものであるから、控訴人が、事情聴取のため椅子に座らされた際に「痛い」、「助けて」と訴えていたなど、控訴人の上記指摘事項を前提としたとしても、客観的にみて、控訴人が、入国警備官らに対して抵抗を続けている状態であったとみられてもやむを得なかったというべきである。

ウ 控訴人は、本件行為⑤（本件所持品検査の実施）に関し、入国警備官らは何らの説明もなく突然、控訴人の体をまさぐり、ポケットに手を入れて中身を確認し始めたため、驚いて反射的に体をもがき、一瞬体をのけぞらせたにすぎず、控訴人が入国警備官らの拘束を解きたくて暴れたものではない旨主張する。

しかし、補正引用に係る原判決説示のとおり、控訴人は、本件隔離室に連行される間及び本件隔離室に到着した後、山根が「落ち着いて」と声を

かけても大声で叫び続けるなど強い興奮状態にあって、自傷他害のおそれ
が強い状況にあり、この状況が、入国警備官らにおいて控訴人のポケット
の中に手を入れ、服の上から身体に触れて所持品を確認する際も継続して
いたと認められるものであり、この時の控訴人の動作は、把持された両手
を振りほどこうともがき、強く身体をのけぞらすというものであって、身
体に触れられたことによる反射的な動作にとどまらず、入国警備官による
把持から逃れようと抵抗する動きであったというべきである。なお、入国
警備官らは、控訴人がその所持品を用いて自傷他害行為に及ぶことを防止
するという保安上の緊急の必要のため、控訴人の所持品を検査したもので
あり、その際、所持品検査をする旨の説明を控訴人に対してしなかったと
しても、上記のとおり、控訴人が強い興奮状態の下で抵抗を続けている状
況にあった上、所持品検査を行う緊急の必要があったことに照らせば、説
明なく所持品検査をしたことが不相当であったとはいえない。

エ 控訴人は、本件行為⑥、⑦（本件制圧行為①、本件戒具使用行為①）に
関し、控訴人が入国警備官らに対し危害を加えるおそれがあるなどとの山
根の考えは、控訴人が抵抗し反抗するという決めつけによるものであり、
控訴人は、恐怖や痛みなどからの反射的な反応をし、また、突然床に引き
倒され、腹部ヘルニアの既往歴などから、腰を守るために一瞬だけ左腕を
動かしたにすぎず、抵抗して入国警備官らに危害を加えようとする目的の
動きではなかった旨主張する。

しかし、補正引用に係る原判決説示のとおり、控訴人は、本件保護室に
連行された後も引き続き興奮状態にあり、座るよう指示を受けたにもかか
わらず、これに従わず、大声を出しながら入国警備官らに把持されている
両腕を振りほどこうとし、本件制圧行為①によりうつ伏せに制圧されなが
らも、身体に力をこめるとともに、入国警備官に抑えられている左腕を上
に挙げようとする動作をし、繰り返し力を抜くよう指示を受けてもこれに

応じない状況だったのであるから、これらを反射的な反応であるなどと正当化することは困難であり、控訴人においては、自己又は他人に対して危害を加えるおそれがあると客観的に判断される状態であったものというほかない。

5 オ 控訴人は、本件行為⑧（鎮静剤の注射）に関し、実際に控訴人の腰部には鎮静剤の注射痕があり（甲38）、控訴人が入国警備官から制圧を受けた2回のうちの1回（本件制圧行為①）の際に、入国警備官が控訴人に鎮静剤を注射したことが認められるべきである旨主張する。

10 しかし、写真（甲38）は、控訴人が鎮静剤の注射をされたと主張する本件制圧行為①のとき（令和2年6月2日）から約4年9か月が経過した令和7年3月21日に撮影されたものであり、これが注射痕の跡やしこりであるかも判然とせず、仮に、当該写真（甲38）が、控訴人の臀部にある注射痕の跡やしこりが写っているものであったとしても、他の機会によるものである可能性も否定できず、上記をもって本件行為⑧の際に、入国警備官が控訴人に鎮静剤を注射したことが認められることにはならないと
15 いうべきである。

(2) 控訴人は、本件各行為に際しての入国警備官らの行為は、比例原則に則って検討すれば、必要性・相当性を欠いたなどとして違法とすべきものである旨主張するが、次のとおり、いずれも採用することができない。

20 ア 控訴人は、本件行為①（本件居室における問題の発生と本件取調室への連行）に関し、控訴人は、本件石けんを投げたときにたまたま入国警備官が手を伸ばして同人の手に当たったにすぎず、また、控訴人が、実際に、毎日のように2000円から5000円程度の金銭を要求され続けており、入国警備官らから後で金銭要求されると思って怯えていたことなどにも照らし、入国警備官らの本件行為①は、必要性・相当性を欠いている旨主張
25 する。

しかし、補正引用に係る原判決説示のとおり、本件石けんは、本件居室の小窓からそのまま落ちるのではなく、ごみ箱の上を一直線に飛び出して入国警備官の手に当たっているものであり、控訴人が、本件石けんを、入国警備官らがいる方向に意図的に投げたものとみるほかない。また、入国警備官らが本件取調室への控訴人の連行の状況を撮影したハンディカメラ（乙14）には、控訴人に対して金銭を要求する言動は一切記録されておらず、入国警備官らの発言中に、上記撮影が開始される以前の段階で金銭の要求があったことをうかがわせるものなど、控訴人が入国警備官らから後で金銭要求されると思うような事情の存在を合理的に推認させるものは見当たらず、控訴人が、入国警備官らから毎日2000円から5000円程度の金銭を要求され続けていたことを認めるに足りる客観的な証拠もない。したがって、控訴人が入国警備官らから後で金銭要求されると思って怯えていたとの上記主張は、そもそも主張の前提を欠き理由がない。以上によれば、入国警備官らの行為が、必要性・相当性を欠いていたとの控訴人の主張は採用できない。

イ 控訴人は、本件行為②（入国警備官らの金銭要求行為）に関し、本件取調室への連行中に、「私はこれ以上支払うことができない。」、「私は毎日お金を払っている。」という発言を繰り返しており、これに対し、入国警備官らが、何らコメントせず、支払わなくてよいとも発言していないことからすれば、入国警備官らは、控訴人に対し、金銭支払を求めていたことが認められ、入国警備官らの本件行為②は、必要性・相当性を欠いている旨主張する。

しかし、前記説示のとおり、入国警備官らが控訴人に金銭を要求していたことを認めるに足りる証拠はない。また、補正引用に係る原判決説示のとおり、入国警備官らは、金を払わない旨の発言を繰り返す控訴人に対し、「お金の話してないでしょ。」、「お金の話はしてないですよ。」などと、

金銭に関わる問題ではないことを理解させようとする趣旨とみられる声掛けを何度も行っていることにも照らせば、控訴人の上記主張は採用できない。

ウ 控訴人は、本件行為③（事情聴取のための本件取調室への連行）に関し、控訴人が石けんを投げ捨てたことを理由として、連行して事情を聴取する行為自体、居室でも聴取ができるものであるから、必要性を欠いており、また、別室（本件取調室）で周りを取り囲んで話を聴く方法も威嚇的であり、両腕を把持して行く先も告げずに居室以外の部屋に連行するという態様についても相当でない旨主張する。

しかし、補正引用に係る原判決説示のとおり、入国警備官らは、控訴人（平成30年11月30日時点の身長は183.0センチメートル、令和元年11月10日時点の体重は91.3キログラム）が大声を出すのを制止し、事情を聴くために別室へ移動するよう指示したにもかかわらず、控訴人が興奮して大声を出し続けたために、控訴人の両腕を把持して、本件取調室に連行したものであって、このような状態の控訴人に対し、居室でも聴取ができるからその連行は必要性を欠いていたとも、連行の態様が相当でなかったともいえない。また、控訴人は、本件取調室へ到着した後も、入国警備官らに両腕を把持されながら大声で「これは虐待だ」、「くそったれ」等と約8分間叫び続けて事情聴取に応じようとしなかったものであって、このような状態の控訴人に対して入国警備官らが複数人で対応することが威嚇的であり不相当と評価することはできない。

エ 控訴人は、本件行為④（控訴人に金を払わなくていい等の説明を一切せずに無理に椅子に座らせて体を押さえつけ続けた行為）に関し、入国警備官らは、控訴人に対して金銭支払は不要である旨説明しておらず、また、突然、控訴人を強制的に椅子に座らせようとし、控訴人が「痛い」、「助けて」と繰り返し叫んでも手を止めずに強制的に座らせたものであって、

入国警備官らの本件行為④は、必要性・相当性を欠いている旨主張する。

しかし、補正引用に係る原判決説示のとおり、入国警備官らは、本件石けんを投げたことについての事情聴取を行う旨を控訴人に繰り返し告げるとともに、「お金の話してないでしょ。」、「お金の話はしてないですよ。」とも告げて、金銭に関わる問題ではないことを控訴人に理解させようとしているといえる。また、前記説示のとおり、控訴人は、本件取調室へ到着した後も、入国警備官らに両腕を把持されながら大声で「これは虐待だ」、「くそつたれ」等と約8分間叫び続けて事情聴取に応じようとしなかったものであって、入国警備官らが、このような状態にある控訴人のひざの裏に手を当てて引いて座らせ、その際に控訴人が「痛い」、「助けて」と叫んでいたとしても、そうした入国警備官らの行為は、やむを得ない有形力の行使であり、必要性・相当性を欠いていたと評価されることにはならない。

オ 控訴人は、本件行為⑤（本件所持品検査の実施）に関し、控訴人において、攻撃する仕草や自らを傷つけることもしておらず、自傷他害のおそれはないのに、入国警備官らは、控訴人の両腕を把持した状態で、何らの説明もなく身体をまさぐり、ポケットに手を入れる行為をしているものであって、入国警備官らの本件行為⑤は、必要性・相当性を欠いている旨主張する。

しかし、入国警備官らによる本件所持品検査の実施が必要性・相当性を欠いているとはいえないことは、前記説示のとおりである。

カ 控訴人は、本件行為⑥（本件制圧行為①）に関し、入国警備官らは、控訴人に金銭を支払う必要がないと説明して控訴人を落ち着かせることなく、突然、予告なく控訴人の首に手を回して控訴人を床に引き倒し、控訴人の頭部や首の上に座って頭部や首を圧迫する格好で控訴人を制圧しているものであって、入国警備官らの本件行為⑥は、必要性・相当性を欠いている

旨主張する。

しかし、まず、本件制圧行為①を撮影したハンディカメラ及び本件定点カメラの映像（乙14、17）をみても、控訴人が主張するような、入国警備官らが控訴人の頭部や首の上に座って頭部や首を圧迫していることを的確に認めるに足りるものではなく、入国警備官らは、それぞれ、控訴人の頭、右腕、左腕、腰及び足を押さえて控訴人を組み伏せて同人を制圧していたものにすぎない。また、前記説示のとおり、入国警備官らは、本件保護室に至るまでに、控訴人に対し、「お金の話してないでしょ。」「お金の話はしていませんよ。」などと告げて、金銭に関わる問題ではないことを控訴人に理解させようとしており、それにもかかわらず、控訴人は、本件取調室、本件隔離室を経て本件保護室に連行された後も引き続き興奮状態にあり、座るよう指示を受けたにもかかわらず、これに従わず、大声を出しながら入国警備官らに把持されている両腕を振りほどこうとする状況だったのであるから、控訴人においては、自己又は他人に対して危害を加えるおそれがあると客観的に判断される状態であったものというほかになく、このような状態の控訴人に対し、入国警備官らが複数人でその頭と上半身を下方に押さえつけてうつ伏せにする行為が、必要性・相当性を欠いていたと評価することはできない。

キ 控訴人は、本件行為⑦（本件戒具使用行為①）に関し、入国警備官らは、控訴人が突然床に引き倒されバランスを崩した恐怖と体の痛みから、反射的に左腕を動かした行為をもって、控訴人が抵抗を続けているとして本件戒具使用行為①に至っているものであって、必要性・相当性を欠いている旨主張する。

しかし、前記説示のとおり、控訴人は、本件保護室に連行された後も引き続き興奮状態にあり、座るよう指示を受けたにもかかわらず、これに従わず、大声を出しながら入国警備官らに把持されている両腕を振りほどこ

うとし、本件制圧行為①によりうつ伏せに制圧されながらも、身体に力をこめるとともに、入国警備官に抑えられている左腕を上を挙げようとする動作をし、繰り返し力を抜くよう指示を受けてもこれに応じない状況だったのであるから、控訴人においては、自己又は他人に対して危害を加えるおそれがあると客観的に判断される状態であったものというほかなく、本件戒具使用行為①に際しての入国警備官らの行為が必要性・相当性を欠いていたということとはできない。

ク 控訴人は、本件行為⑨（本件制圧行為②に至るまでの行為）に関し、控訴人において、本件保護室で毛布から本件タグを取り外して天井のカメラに貼り付けたことがあったとしても、本件タグを天井カメラから剥がせばよいだけであり、それを職務執行妨害行為に該当すると認定するのは過剰であり、また、控訴人は、入国警備官らに対し、英語で病院に行きたいと訴え続けており、入国警備官らが、その訴えを無視して有形力を行使し本件制圧行為②に至っているものであって、必要性・相当性を欠いている旨主張する。

しかし、補正引用に係る原判決説示のとおり、控訴人は、本件定点カメラに貼り付けた物を剥がすよう入国警備官が指示してもこれに応じず、入国警備官が本件定点カメラの機能を回復させる目的で本件保護室に入室しようとしても、控訴人が本件保護室内の扉のすぐ近くに立ってその入室を妨げていたものであって、かかる控訴人の行為が、入国警備官の職務執行妨害行為に当たることは明らかである。また、控訴人は、ジャンプして本件タグを天井の本件定点カメラに貼り付け、本件保護室内を歩き回るなど、健康状態に問題が生じていたとほうかがわれないから、入国警備官らが控訴人の病院へ行きたいとの訴え（具体的な症状の訴えを伴っていない。）について特段の対処をせず、有形力の行使に及んだ点が、必要性・相当性を欠いていたということとはできない。

ケ 控訴人は、本件行為⑨（本件制圧行為②）に関し、金を要求されることを拒んだことによる入国警備官らの嫌がらせに対する恐怖から、何をされるか分からず興奮していただけであって、入国警備官に危害を加える意図などは有していなかったにもかかわらず、入国警備官らは、5～6人でもって、控訴人を全く身動きできないようにして押さえつけ、手足だけでなく、両手で全体重をかけるほど強い力で頭部を硬い床面に押し付けたものであって、必要性・相当性を欠いている旨主張する。

しかし、まず、本件制圧行為②を撮影したハンディカメラ及び本件定点カメラの映像（乙32、34）をみても、控訴人が主張するように、入国警備官が、両手で全体重をかけるほど強い力で頭部を硬い床面に押し付けているとは認めるに足りず（入国警備官においては、控訴人の頭が動くのを抑えるため、両手の平でその頭の後部を押さえていることが認められるにとどまる。）、入国警備官らは、それぞれ、控訴人の頭、右腕、左腕、腰及び足を押さえて控訴人を組み伏せて同人を制圧していたものにすぎない。また、補正引用に係る原判決説示のとおり、控訴人は、入国警備官らが、本件タグを外す作業を終えて本件保護室から退室するため、控訴人の両腕を放そうとしたところ、興奮状態に陥り、大声で叫び続けて把持された両腕を強く揺さぶるなどしたものであるから、控訴人においては、自己又は他人に対して危害を加えるおそれがあると客観的に判断される状態であったものというほかなく、本件制圧行為②に際しての入国警備官らの行為が必要性・相当性を欠いていたということとはできない。

コ 控訴人は、本件行為⑩（本件戒具使用行為②）に関し、既に本件制圧行為②により抵抗ができなくなっており、「オーケー」と言って四肢を押さえつけられていることを承諾し、身動きもしていない状態であったにもかかわらず、入国警備官らは、「私たち怪我したくないから」などと保身しつつ、そのような状態である控訴人に対し、後ろ手で手錠をかけたもので

あって、必要性・相当性を欠いている旨主張する。

しかし、控訴人は、上記ケに説示したように、本件制圧行為②に際する入国警備官らによる制圧行為の前の時点で強い興奮状態に陥っており、その後も、力を抜くよう指示を受けても身体から力を抜く様子がなかったのであるから、控訴人が「オーケー」と言って身体を動かしていなかったとしても、控訴人においては、自己又は他人に対して危害を加えるおそれがあると客観的に判断される状態であったものというほかなく、そのような状態の控訴人に対し、同人を落ち着かせるべく、入国警備官らが、「私たち怪我したくないから」のほか、「落ち着いて」、「リラックスして」、「力を抜いて」、「動かないで」などと声掛けをしつつ、本件戒具使用行為②に際して、後ろ手に手錠をかける行為に及んだとしても、必要性・相当性を欠いていたということとはできない。

5
10
15
サ 控訴人は、本件行為⑪（本件戒具使用行為②の後の手錠の解錠）に関し、入国警備官らが控訴人の手錠を外して退出する間、気管支が詰まっているような明らかに異常な呼吸音をさせていたのであり、それにもかかわらず、入国警備官らは、何ら必要な措置をとらずに控訴人を本件保護室に放置したのであり、必要かつ相当な行為をしなかったものである旨主張する。

20
しかし、証拠（乙32、35）を精査しても、引用に係る原判決説示のとおり、控訴人は、入国警備官らが本件保護室に入室して手錠を解錠する際、「ビュービュー」と音を立てて呼吸をしているが、その呼吸は荒くはなく、特段苦しむ様子もみられず、発作は10分程度で収まったというのであり（入国警備官は、退室時、控訴人に対し「薬飲みますか。」などの声掛けもしている。）、控訴人に医師の診察を受けさせなかったことが、必要性・相当性を欠いていたということとはできない。

25
シ 控訴人は、本件行為⑫（隔離の継続）に関し、入国警備官らは、隔離の必要性を毎日確かめたこともうかがわれず、4日間も隔離を継続する必要

があったとはいえ、控訴人に対する懲罰や仕返しとして行っているものといわざるを得ず、必要性・相当性を欠いている旨主張する。

しかし、隔離の必要性が失われたか否かについては、控訴人の言動や様子を一定期間観察し、自己又は他人に対して危害を加えるおそれが無くなったとの見極めを行う必要があるところ、控訴人に対する4日間の隔離が解除されるまでの間に、その必要性が失われたことを具体的に認めるに足りる客観的な証拠はなく、これが控訴人に対する懲罰や仕返しとして行われたことは認めるに足りず、必要性・相当性を欠いていたということもできない。

(3) 控訴人は、その在留資格に関する取調手続では、英語の通訳を介さないと話せないくらいの日本語能力しかなく（甲39）、本件各行為の際も、入国警備官の日本語での少し長めの問いかけや説明に対して、それを理解した上で反応している様子がうかがわれず、入国警備官らの意図が分からず、恐怖を感じて大声を上げざるを得なかったものである旨主張する。

しかし、補正引用に係る原判決説示のとおり、控訴人の日本での生活歴（平成11年に来日し、平成25年に出国するまで日本で生活し、その間、日本人の妻との結婚歴があり、会社員や飲食店を経営するなどしていた。）、入管の特別審理官に対する供述（日本語の日常会話は可能である旨述べていた。）などからしても、また、本件各行為の際の入国警備官の発言の平易さ（「ここで落ち着いてもらうから、一回座ろう。」、「お金の話してないでしょ。」などと、平易な日本語で控訴人に指示や措置の内容を伝えている。）からしても、控訴人が、本件各行為の際、入国警備官らの発言を理解していなかったとは認められない。この点、控訴人は、その在留資格に関する取調手続では、英語の通訳を介さないと話せないくらいの日本語能力しかなかったともいうが、当該取調手続（甲39）の際に通訳人が付されたことのみから、直ちに、控訴人の日本語能力が不十分であったとは認められない。

(4) その他、控訴人は種々詳細に主張するが、いずれについても、上記判断を左右するに足りるものであるとはいえない。


第4 結語

以上の次第で、原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから、これを棄却すべきである。

よって、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第1民事部

裁判長裁判官

小 柴 邦 夫 

裁判官

田 中 孝 一 

裁判官

中 島 譲 治 

これは正本である。

令和7年10月8日

東京高等裁判所第1民事部

裁判所書記官 西元 希

